【事業者様向け】島根県消耗品発注・電子請求システム

説明会資料

infomart
しごと、スマート。インフォマート

目次

1. 消耗品発注・電子請求システム概要
＜BtoBプラットフォーム＞

2. BtoBプラットフォームシステム操作
＜初期設定等＞

3. BtoBプラットフォームシステム操作
＜BtoBプラットフォームTRADE＞

4. 質疑応答

Copyright(C)infomart Corporation.

【第1部】
消耗品発注・電子請求システム概要
＜BtoBプラットフォーム＞

消耗品発注・電子請求システム（BtoBプラットフォーム）の概要

1 消耗品発注・電子請求システムの概要

10万円未満の消耗品の受発注手続きを、電子データのやり取りで行います。（手続き:見積依頼、見積発行、発注、納品書発行、検査、請求書発行）
県と事業者様が、ともにクラウドの電子取引サービス（BtoBプラットフォーム）を利用いたします。

2 消耗品発注・電子請求システムの開始時期

島根県では、令和8（2026）年2月から消耗品発注・電子請求システムの運用を開始する予定です。

3 対象となる取引

島根県が発注する消耗品（10万円未満のもの）に限って運用するものです。

4 利用する所属の範囲

島根県の知事部局（本庁・地方機関）、教育委員会（教育庁、県立学校）、警察（本部、警察署等） ※病院局、企業局は利用しません

5 事業者の皆様で期待される効果

・請求書等の郵送・持参等に係るコスト削減
・事業者及び県担当者の両方で発注案件の進捗状況が把握でき、支払遅延・漏れを防止

6 事業者様の費用について

島根県より招待された事業者様の利用料金は、TRADE /請求書の基本サービスを無料でご利用いただけます。
ただし、一部オプションサービス（拡張機能）をご利用の際は、別途費用が発生します。
※既に有料プランでお申込みの事業者様は除きます。

Copyright(C)infomart Corporation.

消耗品発注・電子請求システム　＜取引開始までの流れ＞

Copyright(C) Info Mart Corporation.

消耗品発注・電子請求システム　取引開始までの流れ　【重要】

手順1	説明会アンケートフォーム御入力 **回答期限：** **令和7年12月5日(金)17:00**	・いただいた御質問と回答を県HPに公開予定です。 ・県HPに説明会アーカイブ動画と説明会資料・各種操作マニュアルを掲載予定です。
手順2	申込フォームの御入力 **回答期限：** **令和7年12月5日(金)17:00**	本フォームにお申し込み後、消耗品発注・電子請求システム開始手続きに係る招待メールを県からお送りします。招待メールの送信は令和7年12月15日頃を予定しています。2月スタートに向けて登録作業を行うため、必ず期限内の御入力をお願いします。期限後の申込方法及びサービススタート時期は、4月以降に県HPでお知らせする予定です。
手順3	県からの招待メール受信日 **送信日：** **令和7年12月15日(月)予定**	消耗品発注・電子請求システムの利用を希望される事業者の皆様で招待メールが届かない場合は県までお問い合わせください。 問い合わせ先は、最後のページを御確認ください。
手順4	ログインと初期設定 **御登録期限：** **令和8年1月16日(金)**	県からの招待メールを受信しましたらBtoBプラットフォームの初期設定をお願いします。 ＜初期設定＞ログインID・パスワード／会社情報／代表者職／代表者氏名などの貴社情報の設定　※別紙操作マニュアルを御確認ください。

Copyright(C)infomart Corporation.

消耗品発注・電子請求システム（BtoBプラットフォーム）
運営会社概要について

Copyright(C) Info Mart Corporation.

BtoBプラットフォーム　＜運営会社概要＞

会社名	株式会社インフォマート(東証プライム市場:2492)
代表者	代表取締役社長 中島 健　代表取締役副社長　木村 慎
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
営業所	・札幌営業所(北海道札幌市)・名古屋営業所(愛知県名古屋市) ・西日本営業所(大阪府大阪市)・福岡営業所(福岡県福岡市) ・沖縄営業所(沖縄県那覇市)・三軒茶屋ラボ(東京都世田谷区)
設立	1998年(平成10年)2月13日
資本金	32億1,251万円(令和7年6月末現在)
事業内容	BtoB (企業間電子商取引)プラットフォームの運営
連結子会社	株式会社Restartz 株式会社インフォマートインターナショナル(香港法人)
従業員数(連結)	794名(連結)、764名(単体)(令和7年6月末現在)
会社HP:	https://www.infomart.co.jp/

「BtoBプラットフォーム」が
目指す世界を動画
https://www.infomart.co.jp/movie/

Copyright(C)infomart Corporation.

「BtoBプラットフォーム」 サービス概要

Copyright(C) Info Mart Corporation.

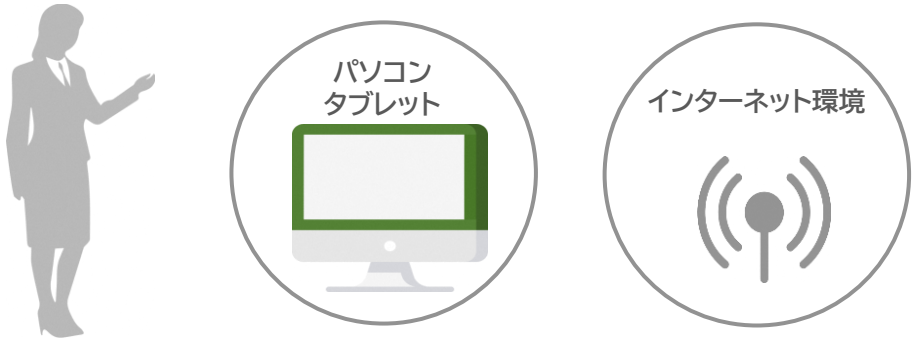
BtoBプラットフォームサービスについて

1 BtoBプラットフォームとは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム」は、見積・契約・発注・納品・検収・請求の電子取引をワンストップ・デジタル化するクラウドサービスです。取引にかかる業務を大幅に改善し、ペーパーレス化を実現するシステムです。また、「電子帳簿保存法」・令和5年10月1日に導入された「デジタルインボイスの標準規格（適格請求書等保存方式）」にも対応しています。

2 ご準備いただくもの

本サービスは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。
その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。



【対応OS、ブラウザ】
［Windows］
Microsoft Edge（Chromium版のみ）
Mozilla Firefox ,Google Chrome

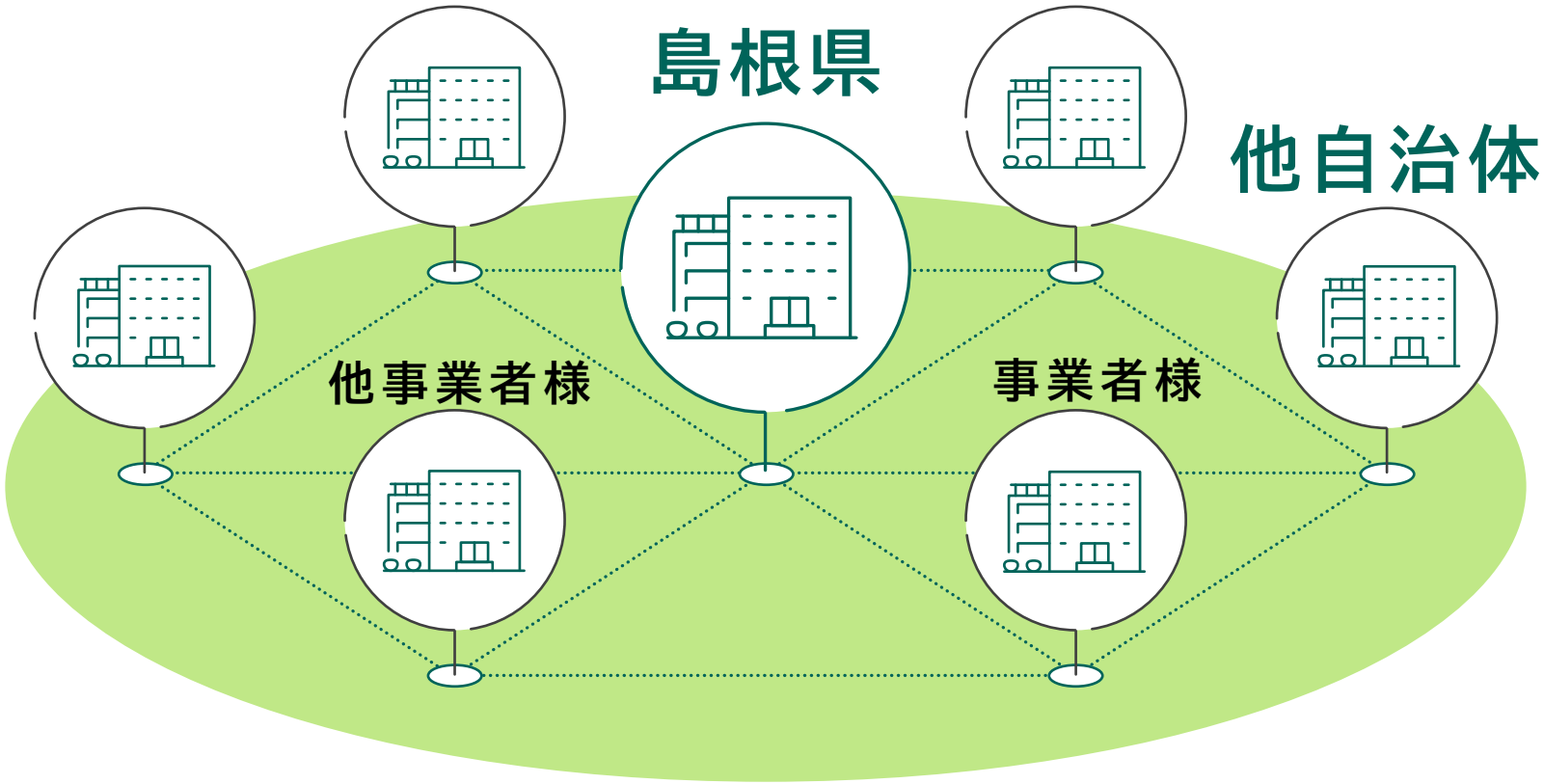
［MacOS］
Safari, Chrome, Firefox
その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。
https://www.infomart.co.jp/guide/function f.asp

Copyright(C)infomart Corporation.

BtoBプラットフォームIDの汎用性について

プラットフォームIDが1つあれば、プラットフォーム導入済の
自治体・公営企業・事業者間で取引できます。

BtoBプラットフォームIDの汎用性



Copyright(C)infomart Corporation.

新たな法的要件の認証について

1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォームTRADE」「BtoBプラットフォーム請求書」は、電子帳簿保存法第10条の法的要件を満たすサービスとして、JIIMA（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）が認証する「電子取引ソフト法的要件認証制度」を取得しています。その為、事業者の皆様も安心してご利用いただけます。



令和2年改正法令基準



令和3年改正法令基準

2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入。民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率（10%、8%など）ごとの合計金額記載が必要になります。BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応。



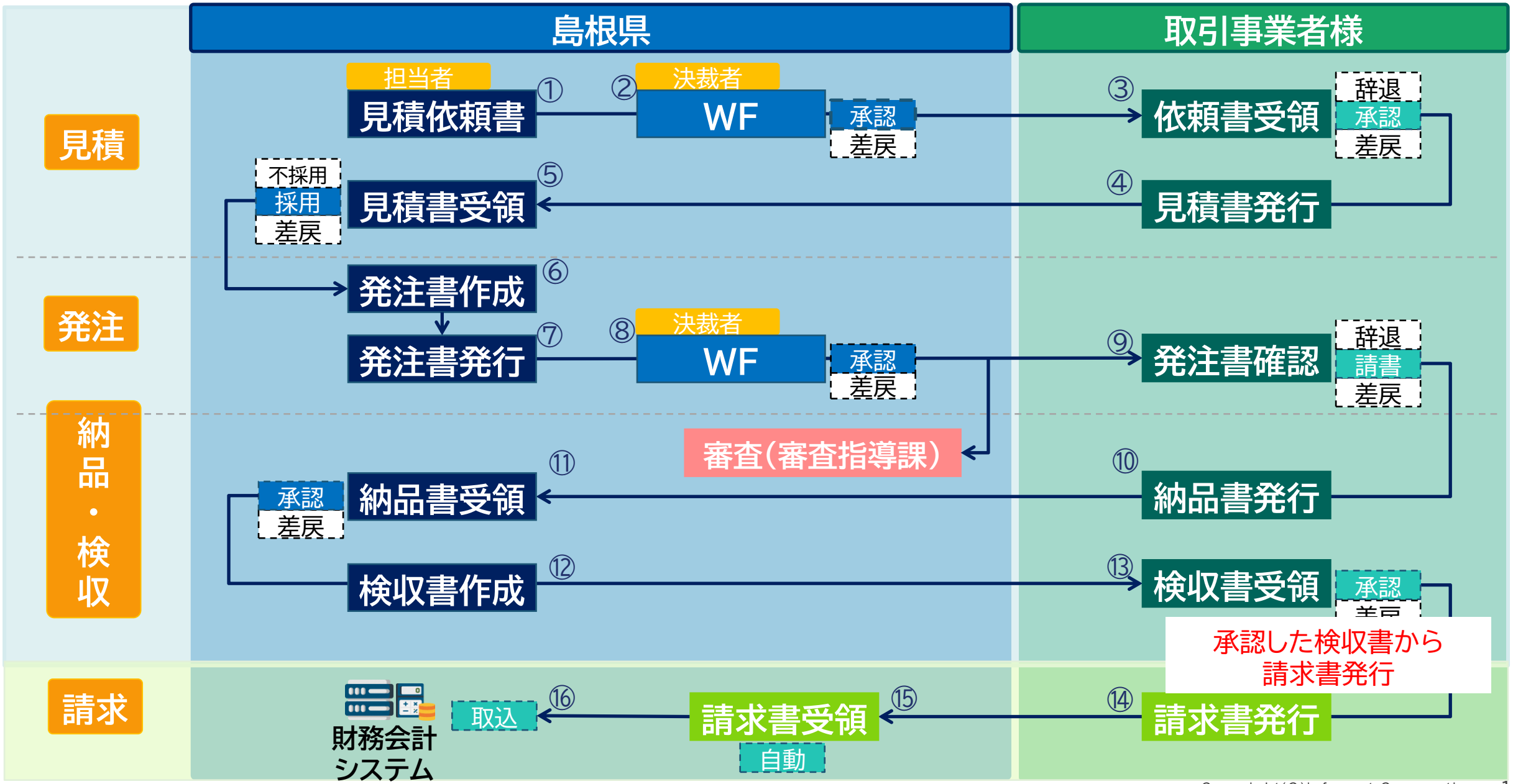
Copyright(C)infomart Corporation.

消耗品発注・電子請求システム（BtoBプラットフォーム）

島根県と事業者様の電子取引の流れ

Copyright(C) Info Mart Corporation.

消耗品発注・電子請求システム導入後の全体フロー



Copyright(C)infomart Corporation.

【事業者様向け】消耗品発注・電子請求システム（BtoBプラットフォーム） ＜機能とメリット＞

1 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 見積書、納品書、請求書を電子取引する機能
- 見積書発行からの後続機能として、発注請書、納品書、請求書の作成が可能
- 各帳票のステータス管理（未開封・開封・未承認・承認）
- 各帳票の電子保管（10年間）
- 各帳票の検索・閲覧機能
- 各帳票のデータ出力（CSV・PDF）機能

2 メリット

- 見積書・納品書・請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 見積書、納品書、請求書が電子取引出来るため、印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済の見積書・納品書・請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3つの要件を満たしていることから安心してご利用できます
- インボイス制度（適格請求書保存方式）に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- BtoBプラットフォームを導入している他自治体・民間事業者との取引も可能

Copyright(C)infomart Corporation.

事業者からよくある質問

区分	質問	回答
制度・運用	●サービス利用開始の方法について	■BtoBプラットフォームサービスの利用にあたってはログインIDとパスワードが必要です。 ・島根県から事業者様にBtoBプラットフォームの招待メールを送付しますので、 そちらからシステムに ログインし、電子見積書・請求書の発行者情報等を入力する作業が必要です。 ・設定登録の操作マニュアルは「初期設定マニュアル」をご確認ください。
	●既にBtoBプラットフォームのアカウントがあります。島根県との取引開始にあたり、再度の登録が必要ですか？	■現在お持ちのBtoBプラットフォームIDでご利用いただけます。
	●電子請求先に新たな部署を追加する場合は、どのような作業が必要ですか？	■追加する部署にその旨を御連絡ください。県から招待メールを送信します。 例：既に管財課にBtoBプラットフォームで電子請求書を提出（発行）できる状態ではあるが、 新たに人事課にも電子見積書・請求書を提出（発行）したい。 島根県から人事課と電子見積書・請求書を授受するための招待メールを送付します。
	●すべての事業者が対象になるのでしょうか？	■島根県が発注する消耗品（10万円未満のもの）であれば取引可能です。
	●県への見積書・請求書は、今後、本システムを利用しなければならないのですか？	■さまざまな事情・都合に対応するため、従前の紙によるやりとりも引き続き行うことができますが、先に説明したような効果が期待されることから本システムの積極的なご利用・ご活用のご検討をお願いします。
	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■既に契約・発注済みの取引は対象外です。
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。 差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。
	●県へ発行した請求書は、県の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■発行先部署（取引部署）のみが閲覧・確認可能となります。発行先部署に誤りがないようにお願いします。

Copyright(C)infomart Corporation.

事業者からよくある質問

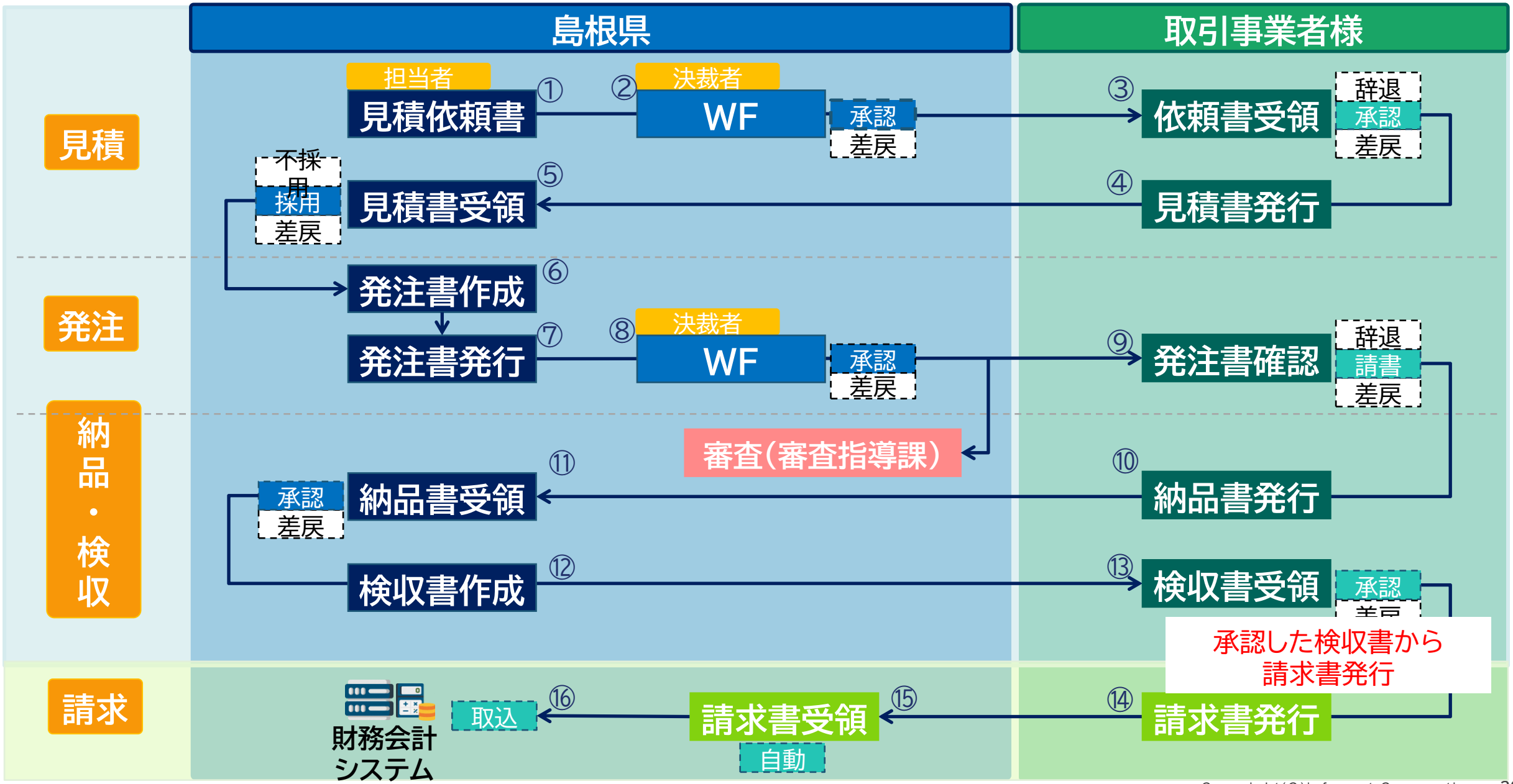
区分	質問	回答
制度 ・ 運用	●登録したBtoBプラットフォームのIDは島根県専用のものになりますか？	■同アカウントで島根県以外と取引する場合も利用するID となります。
操作 ・ 機能	●本システム利用料などの費用は発生しますか？	■島根県より招待された事業者の利用料金は、TRADE/請求書の基本サービスを無料でご利用いただけます。ただし、一部オプションサービス（拡張機能）をご利用の際は、別途費用が発生します。※既に有料プランでお申込みの事業者は除く。 【TRADE】 手入力による作成（島根県へ発行）は、上限なく無料 ※見積書、発注請書、納品書とTRADE画面で作成した請求書（個別作成） 【別途有料オプション】 自社システムとのAPI連携などは、別途有料プランへのお申込みが必要です。 【参考：請求書】 ※重要※島根県との取引では利用を想定しておりません。 ⑴個別作成：手入力による作成（島根県へ発行）上限なく無料 ⑵一括作成：アップロードによる作成は月10通まで無料　※通数の定義は、請求書おもてを1通としてカウント ⑶請求書明細行数：請求書1通あたり1,000明細行まで無料 【別途有料オプション】 上記⑵⑶の上限数を超える場合や、システム連携を行う場合は、別途費用または有料プランのお申込みが必要です。 システム運営会社に問合せください。
	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■島根県HPから各資料をダウンロードできます。

Copyright(C)infomart Corporation.

【第2部】
BtoBプラットフォームシステム操作
＜初期設定等＞

【第3部】
BtoBプラットフォームシステム操作
＜BtoBプラットフォームTRADE＞

消耗品発注・電子請求システム導入後の全体フロー



Copyright(C)infomart Corporation.

お問い合わせ

1　お問い合わせ

島根県消耗品発注・電子請求システムの運用に関するお問い合わせ
（受付時間：平日9時～17時（12時～13時を除く））

担当部署	出納局会計課 財務会計システム開発スタッフ
TEL	0852-22-6176、6881
FAX	0852-22-5952
E-mail	kaikei@pref.shimane.lg.jp

2　（運営会社）（株）インフォマートへの問合せ

⑴　BtoBプラットフォーム初期設定に関するお問い合わせ

⑵　BtoBプラットフォーム操作に関するお問い合わせ

※運用に関しては島根県へお問い合わせください。
❶電話によるお問い合わせ
（自治体の取引事業者専用フリーダイヤル）：
＜お問い合わせ先＞
株式会社インフォマート　カスタマーセンター
自治体の取引事業者専用フリーダイヤル
0120-982-153　※平日（土・日・祝日を除く）
10:00～12:00、13:00～17:00
◆フリーコール対応開始日時
2025年12月15日（月）10:00～

❷電話以外のお問い合わせ：
各操作マニュアルの方法でお問い合せください。

Copyright(C)infomart Corporation.

【第4部】
質疑応答